

次期総合振興計画 施策体系の主なポイント

第9章 都市インフラ

第1節 人を呼び込み交流を促す都市インフラ

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- 現在の都市機能の集約化と地域特性を踏まえた魅力的な都市空間の形成という観点を引き継ぎ、都心と副都心における都市機能の集積及び都市基盤の整備を推進します。
- これまで同様、総合的かつ戦略的に交通施策を推進します。また、軌道系交通網の強化に向けて、地下鉄7号線延伸促進やLRT等を含む新交通システムの導入研究に引き続き取り組みます。
- 市内幹線道路及び高速道路ネットワークの強化・拡充により、持続的に都市活力を生み出し、多くの人が集まる交流拠点都市を目指します。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- 後期基本計画において、独立した節として位置付けていた交通施策のうち、広域的な施策については、都心・副都心の基盤整備と一体的なものとして位置付けを見直し、新たに「広域的な交通施策の推進」として施策展開を作成します。

《 参 考 》

【本市の状況・関連データ】 ※順位は、20政令指定都市における順位 ★印は現在の成果指標

- ・新幹線駅の路線数 6路線 (1位)
- ・都市計画道路整備率 51.6% (20位)
- ・昼夜間人口比率 93.0% (18位)
- ★都心の駅の1日当たり乗降客数 (定期利用者を除く) 374,758人

【市民ワークショップ等における意見・提案】

- ・公共交通機関が発展途上
- ・市内東西公共交通網の不足、南北の交通網に比べて東西の交通網が脆弱
- ・それぞれの地区をつなぐ交通整備(路線バス等)
- ・大型商業施設など、人が多く集まる場所が中心部に集中している

次期総合振興計画 施策体系の主なポイント

第9章 都市インフラ

第2節 質の高い生活空間を提供する都市インフラ

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- 市民等との協働により、個性豊かで魅力ある良好な都市景観の形成を図ります。
- 地域特性や市民ニーズを踏まえた質の高い公園の整備・改修を行うとともに、良好な住環境の形成に引き続き取り組みます。
- 市営住宅の計画的な建替えや修繕、住宅確保要配慮者への支援等により、誰もが安心して暮らせる住まいの確保を図ります。
- 効率的かつ効果的な道路整備を推進し、安全で快適な道路環境の実現を目指します。
- 総合的な自転車利用環境の向上を図ることで、自転車のまちづくりを推進します。
- 安全で安定した水道や下水道の維持のため、引き続き計画的な老朽管の更新や耐震化等に取り組みます。

【総合振興計画（後期基本計画）からの主な変更点】

- 質の高い公園の整備及び改修を進めること及びPark-PFIの導入を図るなど公民連携に取り組むことを明記します。
- 国における自転車活用推進法の制定や自転車活用推進計画の策定を踏まえ、サイクルツーリズムの推進やシェアサイクルの普及等の視点を新たに位置付けます。

《 参 考 》

【本市の状況・関連データ】 ※順位は、20政令指定都市における順位 ★印は現在の成果指標

- ・都市公園等面積（1人あたり） 5.1㎡（15位）
- ・500m圏内（高齢者徒歩圏）に公園が立地している住宅割合 62%
- ・市内鉄道駅のバリアフリー化設備整備率 97%（4位）
- ・管路（上水道）の耐震化率 45.9%（1位）

【市民ワークショップ等における意見・提案】

- ・町の景観の改善、住宅地から商業地までを緑道でつなぐ
- ・公共空間を使いやすく整備する、施設や緑地の整備
- ・道路整備（交差点、狭い道）、歩道の安全対策
- ・マンションの乱立、空き家活用

次期総合振興計画 施策体系の主なポイント

第10章 防災・消防

第1節 災害に強い都市の構築

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- 市民1人ひとりの自助の取組を促進するため、日頃から行政や関係機関、自主防災組織などが連携して普及・啓発等の活動を行うことにより市民の防災意識の醸成を図ります。
- 共助の取組である自主防災組織を中心とした活動が円滑に行われるよう支援を行い、支え合う関係づくりを推進し、地域の災害対応力の向上を図ります。
- 現在の総合振興計画後期基本計画における防災面等に配慮した市街地の形成を進めるという観点を引き継ぎ、災害に強い都市基盤整備を引き続き推進します。
- インフラや建築物の耐震化、河川改修や雨水貯留施設などの整備により、都市の強靱化を図り災害に強いまちづくりを推進します。
- 高齢化の進展などの社会環境の変化や、全国各地で震災や豪雨災害などが発生していることを踏まえ、市民生活の基礎となる安全を確保するため、盤石な消防・救急体制を構築していきます。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- 地域とともに進める災害対策においては、防災意識の醸成や地域防災力の向上を更に推進するため、自助・共助それぞれにおいて、公助との連携を明記します。

《 参 考 》

【本市の状況・関連データ】 ※順位は、20政令指定都市における順位 ★印は現在の成果指標

- ・避難場所の耐震化率 100% (1位)
- ★防災訓練の参加人数 21,188人
- ★災害に備え、家庭で備蓄等の対策を取っている市民の割合 56.7%
- ★心肺停止傷病者に対して、市民が行う応急手当の実施割合 43.0%

【市民ワークショップ等における意見・提案】

- ・災害への意識が薄い(避難場所や備蓄等)
- ・駅周辺部の避難対策の強化、大きな公園での災害訓練の取組
- ・自治会に加入していない市民の防災訓練機会が少ない
- ・災害対応が不透明(災害時に機能するのか)

次期総合振興計画 施策体系の主なポイント

第1章 コミュニティ・人権・多文化共生 第1節 ふれあいのある地域社会の形成と活性化

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- 少子高齢化の進行やライフスタイル・価値観の多様化により、今後、地域コミュニティとのつながりが弱い市民が増加すると懸念されます。そうした状況に対して、自治会や地域で活動をする市民活動団体への市民の参加を促進することにより、コミュニティの活性化を図り、住民が主体となるまちづくりを進めます。

【総合振興計画（後期基本計画）からの主な変更点】

- 後期基本計画では、施策展開を「地域住民等の交流の促進」、「地域住民等の自主的活動の促進」及び「地域住民等の活動環境の充実」としていましたが、次期総合振興計画では、新たな実施計画を見据えて施策展開を整理し「地域住民等の交流や自主的活動の促進」として一本化します。
- 地域活動の主たる担い手である自治会と、専門分野を生かして活動する市民活動団体との連携促進や横断的な支援等も視野に入れ、全体的に表現を整理します。

《 参 考 》

【本市の状況・関連データ】 ※順位は、20 政令指定都市における順位 ★印は現在の成果指標

- ・ 特定非営利活動法人（NPO）の認証数 391 件 （9 位）
- ★ 地域の活動に参加している市民の割合 32.2%
- ★ 地域の活動・交流が活発に行われていると感じる市民の割合 47.1%

【市民ワークショップ等における意見・提案】

- ・ 地域コミュニティが少ない又は使いづらい
- ・ 昔から住んでいる人と新しく住みはじめた人との交流が不足している
- ・ ボランティア・趣味のサークルなど地域コミュニティづくりが必要
- ・ 若い層の自治会の参加率が低い

次期総合振興計画 施策体系の主なポイント

第1章 コミュニティ・人権・多文化共生

第2節 人権尊重社会の実現

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- 女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等への差別や偏見、インターネットによる人権侵害、同和問題などのあらゆる人権侵害をなくし、人権を尊重する意識の醸成を推進するため、引き続き積極的かつ継続的に取り組みます。
- 男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題は依然として多いことから、引き続き、課題解決に向けた取組を推進します。
- 配偶者や交際相手等からの暴力の防止のため、情報の提供、相談体制の充実を図り、関係機関等と連携・協力し、配偶者等からの暴力の根絶に向けた市民への啓発に積極的かつ継続的に取り組みます。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- 市民意見に基づき、施策の内容に「ひとり親」に関する記述を明記します。

《 参 考 》

【本市の状況・関連データ】 ※順位は、20政令指定都市における順位 ★印は現在の成果指標

- ・女性公務員の課長相当職以上の登用率（一般行政職）11.2%（9位）
- ★身近なところで人権が尊重されていると感じる市民の割合 65.9%
- ★DVという言葉やその内容を知っている市民の割合 96.7%

【市民ワークショップ等における意見・提案】

- ・マイノリティの人も生きやすい環境づくりが必要
- ・ひとり親に対する支援の拡大

次期総合振興計画 施策体系の主なポイント

第1章 コミュニティ・人権・多文化共生 第3節 多文化共生社会の実現等

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- 海外の姉妹・友好都市との交流、相互の発展を継続することはもとより、新たな分野における交流や支援についての取組を全庁へと深化させ、本市の国際化、市民の国際的な視野の広がりへの推進に引き続き取り組みます。
- 平成31年4月1日に施行された入管法の改正に伴い、外国籍を有する市民が今後更に増加する可能性があるため、多文化共生社会の推進に引き続き取り組みます。
- 「さいたま市平和都市宣言」に基づく現在の総合振興計画後期基本計画における観点を引き継ぎ、世界の恒久平和の実現に貢献する取組を引き続き展開します。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- これまで位置付けていた国際会議などのコンベンション、イベントの誘致等については、第11章「経済・産業」分野の「観光の振興」に移行するなど、概念の整理を行いました。

《 参 考 》

【本市の状況・関連データ】 ※順位は、20政令指定都市における順位 ★印は現在の成果指標

- ・住民基本台帳法に基づく外国人数 21,147人 (9位)
- ・海外の姉妹・友好都市提携数 6都市 (11位)
- ★国籍などが異なる人達の文化の違いを理解しようとしている市民の割合 64.5%
- ★本市が平和宣言都市であることを知っている市民の割合 28.7%

【市民ワークショップ等における意見・提案】

- ・外国人も過ごしやすい街づくりが必要
- ・外国人観光客・住居者に親切なまち(多言語化)になってほしい
- ・本市内に住んでいる外国人との交流の場を設けてほしい
- ・区民祭り等での外国の紹介をしてほしい